

事例 3

台湾向けにメロン・ナシ生果実の輸出に取り組む事業者

【輸出を目指す目的】

相談者は、活力ある地域産業経済、社会形成と地域住民の生活と文化向上に寄与する目的をもって、S市とその周辺地域の地場産業振興のための事業、物産品の販路拡大の事業、観光客の誘客促進に関する事業を行っている。

今般、台湾のスーパーから贈答用メロン生果実を輸入したいとのオファーがあり、地域特産であるメロン生果実を輸出することとした。また、ナシ生果実についても台湾向けに輸出を検討したい。両品目は、地域特産の果物で、海外の人にも広く食べていただきたいとの望みがある。

【相談者の抱える課題等】

台湾向けにメロン、ナシ生果実を輸出したいが、どのような手続きをすれば良いのか。特に台湾向けナシ生果実では特別な条件があると聞くが、どのような対応をすれば良いか分からない。

【支援等の内容】

台湾向けメロン生果実及びナシ生果実輸出に当って、植物検疫条件及び手続き等について次の説明を行った。

- ① 台湾向けメロン生果実については、植物検疫証明書の添付が必要である。
- ② 植物検疫証明書は、植物防疫所又は登録検査機関に検査申請書を提出し、受検して合格すると発給される。また、輸出検査では、台湾の要求としてナミクキセンチュウの付着がないことが求められていることから、その検査に24時間要する。
- ③ 輸出検査場所は、原則とし



(検疫条件などを説明する専門家)

て植物防疫所に持ち込んで受検することになっているが、選果こん包施設や

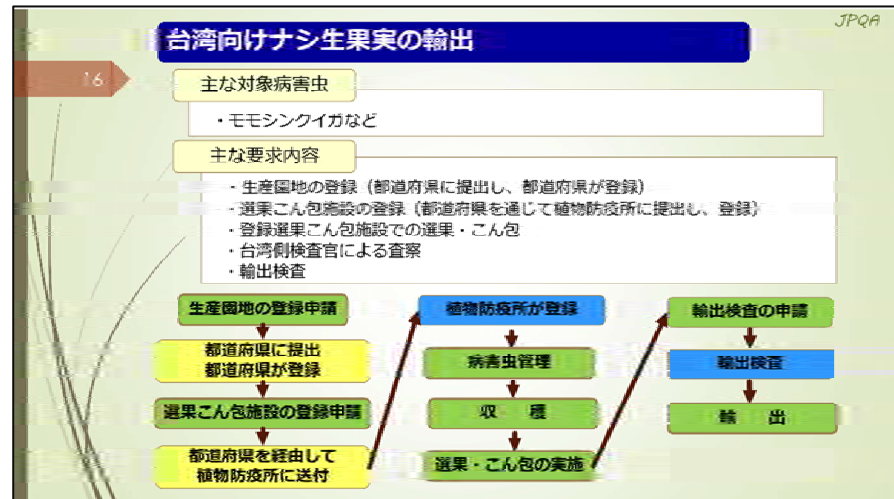
倉庫など集荷地での検査も行われている。また、検査日については、植物防疫所又は登録検査機関と事前の日程調整等を行う必要がある。

④ 台湾向けナシ生果実については、日台間協議で合意した検疫条件に従って

手続き等を行う必要がある。主な対象病害虫はモモシクイガで、台湾の輸入検査でモモシクイガが発見されると1回目は当該県産の果物が輸入停止となり、2回発見されると日本全国からの輸入が停止されるので、特に注意が必要である。主な検疫条件は、生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録、選果技術員による選果こん包の実施、台湾向けのラベルの表示、台湾検査官による査察の実施などがある。また、植物検疫証明書の添付も求められていることから、輸出に当たっては受検が必要になる。



(台湾検査官による査察を受ける予定のナシ園地)



(提供資料：台湾向けナシ生果実に係る検疫条件、フロー)

⑤ 農産物輸出で

は残留農薬にも留意が必要で、国・地域によってその基準値が異なり、日本より低く基準値が設定されている農薬については特に注意が必要である。なお、台湾の輸入検査でメロン生果実から基準値を超える残留農薬が検出され、不合格となった事例が毎年のようにある。

表 2022 年 台湾における日本産メロン生果実の残留農薬不合格事例

残留農薬名	商品名	件数	検出濃度	台湾の基準値	日本の基準値
テブフェンピラド	ピラニカ	1	0.02	0.01	0.05
ニテンピラム	ベストガード	3	0.01, 0.02	不検出	0.7
フェニトロチオン	スミチオン	3	0.02, 0.07	0.01	0.02
メソミル	ランネート	1	0.01	不検出	0.3

後日、相談者から台湾向けナシ生果実の輸出に係る台湾検査官による査察を受けるに当たって、どのような指摘を受けるか不安があるので、専門家に支援して欲しいとの依頼があったことから、生産園地及び選果こん包施設の状況などについて、日台間協議事項どおり適切に管理されているか、台湾検査官に提出する必要のある書類等に不備がないかなどを確認し、必要なアドバイスを行った。

【相談者の取組み状況】

メロン生果実については、ハウスで国内出荷向けに栽培しており、病虫害防除のために、防除暦に基づきこれまで 9 種類の農薬を散布するとともに、防除の記録については、野帳に記載し、適切に保管している。今般、専門家から説明後、台湾のスーパーからオファーがあり、既に収穫時期を迎えつつあったため、既存の防除体系で生産したメロン生果実を輸出した。

一方、輸出検査については、病虫害の付着の無い果実を選果こん包し、日程調整して受検するなどフローに従って対応した。

ナシ生果実については、生産園地や選果こん包の登録手続きを行うとともに、選果技術員講習の受講、台湾検査官による査察の受け入れ、適切な選果こん包の実施、輸出検査の受検などフローに従って、対応した。特にモモシンクイガについては、関係者に十分に留意するよう注意喚起した。

【評価・所感】

メロン生果実については、7 月に集荷地において輸出検査を受検し、植物検疫証明書を取得して輸出された。しかしながら、当該メロン生果実は、台湾の輸入検査において基準値を超える残留農薬が検出され不合格になった。

一方、ナシ生果実については、生産園地、選果こん包施設及び選果技術員の登録を受けるとともに台湾検査官の査察も受けたが、その後、台湾との商談がまとまらず、今年は輸出されなかった。

相談者は、メロンやナシ生果実は当該地域の特産でもあることから、地域農業の活性化のためにも輸出に注力していきたいとしている。特に、残留農薬対策については、不勉強な面もあったことから、今後専門家の支援を受けて改善し、輸出に取り組むとのことであり、課題解決支援事業においても継続して支

援していくこととしている。



(出所：財務省貿易統計)



(出所：財務省貿易統計)

事例 4

台湾の残留農薬基準をクリアしてイチゴ生果実の輸出を目指す 2 生産者

【生産者の概要】

相談者は共に数棟のハウスでイチゴを栽培し、面積は 100 アールを超え、床面はコンクリートで、高設栽培を行っている。また、育苗棟も有し収穫からこん包まで同一敷地内で行っている大規模生産者である。

A 施設の生産者は栽培を始めて 2 年目、B 施設の生産者は栽培を始めて 6 年目と栽培経験は比較的浅い。



(A 施設)



(B 施設)

【輸出を目指す目的】

両生産者が生産するイチゴ生果実は、国内販売が主で、香港やシンガポール等に輸出実績はあるものの価格が思わしくなく国内市場のほうが良い状況であったが、輸出者から台湾向けに間接輸出の商談があり取り組むことにした。また、将来的には日本の市場の縮小が問題視されている昨今にあって、海外市場の開拓は喫緊の課題となっており、早めの対策が必要と考えている。

【生産者の抱える課題】

輸出者から価格的に魅力のある台湾へのイチゴ生果実の輸出商談があったが、台湾の残留農薬検査が厳しいと聞いており、これをクリアするのに不安がある。特に、B 施設の生産者は、昨シーズンに台湾向けにイチゴ生果実の 2 回の輸出実績があるが、内 1 回は減農薬栽培に取り組んでいたにも関わらず、台湾の残

留農薬検査で不合格となり、ショックを受けた。今後の栽培に当たっては、病虫害防除と農薬対策が必要と考えている。

台湾向けイチゴ生果実の輸出は年々増加しており、魅力的な市場でもあるので、是非とも輸出に取り組んでいきたい。

【支援等の内容】

台湾向けにイチゴ生果実を輸出するに当たって、専門家が現地に出向き関係者に農薬の適正使用などについて支援を実施した。

始めに 2023 年に台湾向け日本産イチゴ生果実における残留農薬基準値超過で不合格となった事例（台湾ホームページからデータを収集して整理）を紹介し、続いて台湾の残留農薬基準値をクリアすることを念頭においた栽培管理、病虫害防除などを行う必要があるとして次の説明を行った。



（説明する専門家）

農薬名(成分名)	用途	検出数値	台湾基準値	日本基準値	不合格回数
クロルフェナピル	殺虫剤	0.09	0.01	5	1
シアントラニリプロール	殺虫剤	0.02～0.33	不検出	2	10
スピロテトラマト	殺虫剤	0.01～0.02	不検出	10	2
ピフルブミド	殺ダニ剤	1.30	0.80	1	1
ピメロジン	殺虫剤	1.50	1.00	2	1
フラメトピル	殺菌剤	0.02	不検出	イチゴに登録無し	1
フロニカミド	殺虫剤	0.04～0.65	0.01	2	9

（台湾の輸入検査で残留農薬基準値超過より不合格になった事例 （2023 年 1 月～5 月））
（各基準値は、2023 年 5 月現在の数値）

（１）ハウス内に人を介して微小害虫等を入れない。

- ① 人の出入り口は、二重扉やエアーカーテンの設置が望ましい。
- ② 設置が難しい場合は、ハウスに入る前には、服をはたいて害虫をハウスに入れない対策なども良い。
- ③ 観光農園としても運営する場合は、輸出用のハウスとは別棟とし、輸出

用ハウスに害虫を入れない対策をする。

(2) ハウスの管理について

- ① ハダニ防除のため、定植前に二酸化炭素によるくん蒸を行うと良い。
- ② 育苗期間中に病虫害防除を徹底して行う。
- ③ 定植するハウスは、事前にハウス内の清掃を徹底する（特に四隅などの清掃と枯れ葉等の残渣除去）。
- ④ ハウス周辺の雑草は害虫の潜伏場所になることがあるので、除草を徹底する。

（施設周辺にはイネ科、キク科等の雑草が有り、これが害虫発生源となることもある。）

(3) 天敵等の利用について

- ① バンカーシートなどの天敵導入、微生物製剤などの生物農薬や気門封鎖剤などの物理的防除法を利用する。
- ② UV-B 電球型蛍光灯又は電球型 UV-B LED での紫外線照射等の物理的防除を利用する。

(4) 使用農薬について

- ① 台湾の残留農薬基準と日本の残留農薬基準値を比較して、その基準値が同等又は台湾のほうが高く設定されている農薬を使用する。使用可能と思われる代替農薬については、表のとおりである。

なお、訪問支援後に昨シーズン基準値超過で10件が不合格となっているシアントラニリプロールについては、台湾の残留農薬基準値が2023年11月10日付けで、不検出から1.5ppm（日本の基準は2ppm）に改訂された旨を説明した。

- ② 農研機構の調査によると、残留基準値が不検出から0.01ppmの場合はその基準値まで減衰するのに約75日ぐらいかかるとしているので、これを目安に使用することも一案である。
- ③ イチゴ生果実の場合、残留農薬分析部位は、日本ではガクを除いての果実のみであるのに対し、台湾ではガクも含め果実全体であることから、台湾の方が残留値は高くなることが考えられる。
- ④ 輸出前に分析機関に依頼して残留農薬の分析を行うことも目安になる。



（聞き取り、説明を行う専門家）

成分名	商品名	日本基準値 (ppm)	台湾基準値 (ppm)	適用病害虫
エトキサゾール	パロック	0.5	0.5	ハダニ類
エマメクチン安息香酸塩	アフーム	0.1	0.1	オオタバコガ、ハスモンヨトウ、 ハダニ類、ヨトウムシ
クロマフェノジド	マトリック	0.5	0.5	ハスモンヨトウ
クロラントラニプロール	プレバソン	1	1	ハスモンヨトウ
クロルフルアズロン	アタブロン	0.5	0.5	ハスモンヨトウ、アザミウマ類
シエノピラフェン	スターマイト	3	3	ハダニ類、シクラメンホコリダニ
シフルメトフェン	ダニサラバ	2	2	ハダニ類
シベルメトリン	アグロスリン	2	2	アブラムシ類
スピノサド	スピノエース	1	1	アザミウマ類
テブフェノジド	ロムダン	1	1	ハスモンヨトウ
テブフェンピラド	ピラニカ	1	1	ハダニ類、アブラムシ類、うどんこ病
テフルベンズロン	ノーモルト	1	1	ハスモンヨトウ
ビフェントリン	テルスター	1	2	ハダニ類
ピリフルキナゾン	コルト	1	1	アブラムシ類、コナジラミ類
フルバリネート	マブリック	0.7	1	アブラムシ類
ペルメトリン	アディオン	1	1	アブラムシ類
マラチオン	マラソン	1	1	アブラムシ類、ハダニ類、ミカン キイロアザミウマ
ミルベメクチン	コロマイト	0.2	0.2	ハダニ類、シクラメンホコリダニ
メトキシフェノジド	ファルコン	2	2	ハスモンヨトウ、オオタバコガ
還元澱粉糖化物	エコピタ			アブラムシ類、ハダニ類、コナジ ラミ類、うどんこ病
脂肪酸グリセリド	サンクリスタル			アブラムシ類、コナジラミ類
調合油(サフラワー油および 綿実油の含量として)	サフオイル			コナジラミ類、チャノホコリダニ
ヒドロキシプロピルデンブ	粘着くん液剤			アブラムシ類、コナジラミ類、ハダ ニ類
プロピレングリコールモノ脂肪 酸エステル	アカリタッチ			ハダニ類
ペキロマイセス・フモソロセ ウス	プリファード	—	—	ワタアブラムシ、コナジラミ類、ハ ダニ類
ポーベリア・バシアーナ GHA株	ボタニガード	—	—	アザミウマ類、アブラムシ類、ハ ダニ類、コナジラミ類、コナガ
ポリグリセリン脂肪酸エステ ル	フーモン			ハダニ類、アブラムシ類、コナジ ラミ類

(台湾向けイチゴの代替農薬の例(殺虫剤))(2023年3月現在)

両施設とも防除暦に沿って計画的な病虫害防除を実施している。台湾には数回イチゴ生果実を輸出したが、現在のところ台湾の残留農薬基準を上回ることなく順調に対応できている。また、B社では輸出前に台湾の残留農薬分析会社に試料を送付して残留農薬の分析を行い、問題の無いことを確認してから輸出した。



(栽培中のイチゴ)

【評価・所感】

両施設とも本格的に輸出に取り組むのは初めてであり、特に台湾向け輸出については残留農薬対策のこともあり手探りの中での取り組みであった。今年のイチゴの収穫シーズンに入って、商社を介した間接輸出を台湾向けに実施しているとのことであるが、現在のところ、残留農薬で不合格になることもなく、順調に輸出できているとのことである。専門家の残留農薬対策などの説明が大きな支援になったと思われる。

今後とも台湾の残留農薬に関する情報等を提供し支援を継続していくこととする。



(出所：財務省貿易統計)

事例 5

インドネシア向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

相談者は6年前に就農し、遊休地を取得して約5千㎡にビニールハウス18棟を建て、イチゴ栽培を開始した。現在、「よつぼし」、「紅ほっぺ」、「淡雪」を栽培している。

栽培場所は、盆地に位置しており、昼夜の寒暖差が大きいため、甘さと香りがより強く濃厚で良質なイチゴ生果実が生産されている。

収穫されたイチゴ生果実は、国内のレストランや個人への直接販売が主体となっている。また、海外への輸出も増加している。輸出先は、タイ、香港、アメリカ、台湾で、海外への輸送では果実が傷むリスクが高いことから、慎重な選別作業の他、果実の密度を高くする栽培方法を研究し、輸出を行っている。

また、温度や湿度、日照などの天候に左右されない閉鎖型の栽培方法の開発にも取り組んでいる。



(開発中の閉鎖型の栽培施設)

【事業の推進に当たって事業者が抱える課題等】

現在、イチゴ生果実の生産量増を目指し取り組んでおり、新たに輸出できる国（インドネシアの他、オーストラリア、アラブ首長国連邦、カナダ等）を開拓したい。輸出手続きは、第三者に頼んでいるが、今後は、自社で植物検疫の受検、通関等の手続きをしたいと考えている。

また、仲間の生産者が栽培している他の作物と連携して輸出することも検討している。

今回は、インドネシアから引き合いがあり、自分で輸出の条件等を調べたが、よく分からない。

【支援等の内容】

相談者を訪問し、植物検疫条件や手続き等の説明を行った。訪問に当たっては、農政局の担当者も同席した。

（１）輸出植物検疫関係の説明

① 輸出検査の必要性

- ・ 輸出先国の要求に基づいた検査を受ける必要がある。

② 輸出検査の手順

- ・ 受検手続は代理店でも、輸出者でも可能。
- ・ 通常の検査の場合の手順。
- ・ 輸入許可証の必要な場合の手順。
- ・ 消毒を必要とする場合の手順。
- ・ 二国間協議に基づき輸出する場合の手順（タイ、オーストラリア）。
- ・ 受検する場所は原則として植物防疫所であるが、選果場所、保管場所等の集荷地検査も可能。

③ イチゴ生果実の輸出検疫条件

- ・ インドネシア、アラブ首長国連邦は輸出検査を受け、植物検疫証明書の添付が必要。
- ・ オーストラリアは二国間協議に基づく検疫が必要。ショウジョウバエ、角斑細菌病菌等に対する措置（臭化メチルくん蒸処理かトラップ調査など）が求められている。

13 いちごの検疫条件（主な地域）	
検 疫 条 件	地 域
輸出できない国	中国、フィリピン、ベトナム、インド、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、ニュージーランド
二国間合意に基づく検査が必要な国	タイ、オーストラリア
パーミットの取得が必要な国	米国本土
パーミットの取得、輸出検査が必要な国	ブルネイ、スリランカ、パキスタン
輸出検査が必要な国	韓国、台湾、インドネシア、アラブ首長国連邦、EU、英国、スイス、ロシア、ノルウェー※
輸出検査のいない国	香港、シンガポール、マレーシア

※ 4月16日～9月30日にノルウェーに輸入される場合は、日本での輸出検査が必要です。この期間以外であれば、日本での輸出検査を受けずに輸出できます。

（提供した資料：検疫条件）

- ・ カナダは、輸出できない。
- ・ 検疫条件は変更されることがあるので、輸出の都度確認が必要。

相談者から「輸出検査で不合格となった場合はどうなるのか」との質問があり、「輸出先国の要求に合致し

ていないことになるので、輸出できない。輸出を行うには、輸出先国の要求に適合した荷物を再度受検する必要がある。集荷地検査であれば、直ちに荷物の差し替えができるので、スムーズな受検ができると思う」などを回答した。

(2) 残留農薬規制関係の説明

- ① 農林水産省HPに掲載されている「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html)、「品目別残留農薬検査基準表」(以下「一覧表」という。)を紹介。
- ② 我が国の基準値よりも低い基準値の農薬が多くあるので、農薬散布に当たっては注意が必要。
- ③ 残留農薬基準値は国・地域によって異なる。
- ④ 国・地域により残留分析をする部位が異なることがある。イチゴ生果実では、ガクを取り除き分析する国(日本、韓国)、ガクを着けたまま分析する国(台湾)、果梗及びガクを除去して分析する国(タイ)と様々で、同じ果実を分析しても数値が異なる心配がある。
- ⑤ インドネシアについては、一覧表に残留農薬基準値が掲載されているが、輸出に際しては、インドネシア農業大臣令に基づく「日本からインドネシア向けに植物由来の生鮮食品を輸出する際の残留農薬等に係る食品安全確保措置」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/id_lab.html。以下「食品安全確保措置」という。)に準拠する必要がある。
- ⑥ 台湾向けイチゴ生果実は、台湾での輸入時の農薬残留検査において不合格となる事例が目立っている。
原因として、台湾向けの栽培管理がされておらず、国内販売用の農薬散布が行われたイチゴ生果実が輸出されている可能性がある。

諸外国における残留農薬基準値に関する情報の下欄に記載されている主な注書き JPQA

17 ● 各国に基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い各基準値が適用される。

● 「基準値なし」の場合は原則使用可能。

⇒ 検体(分析部位)が異なる(いちご)

検体(部位)	適用国
へたを除去したもの Caps (hulls) shall be removed and discarded	日本、韓国
果梗を除去したもの(へたは検体に含む) Whole fruits (stem removed)	台湾
果梗(stem)およびへた(ガク、cap)を除去したもの Whole product after removal of caps, crown and stems	中国
Whole commodity after removal of caps and stems	タイ
規定なし(一部の農薬/作物の組み合わせには、検体が追記されている場合がある)	EU、英国、UAE
	CODEX、香港、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、UAE
	シンガポール
	インドネシア、ベトナム、フィリピン、インド、カナダ、ロシア

注意

- ⑦ 栽培・病害虫管理、特に防除
に当たっては、輸出先国の基準に対応できる管理を実施することが必要。
- ⑧ 輸出前に残留分析検査を実施することも有意義である。

相談者から、「インドネシア向けは植物検疫証明書を添付すれば輸出できるのか」との質問があり、「『食品安全確保措置』によれば、17品目については日本で指定されている検査機関において残留分析を実施して、インドネシアの基準以下であるとの証明書をもって輸入ができる。イチゴ生果実については、17品目には該当していない。インドネシア国内の残留農薬基準値が公表されている

ので、これをクリアすれば輸出できるとも考えられる。しかし、対象とする17品目がどのような理由で設定されているか分からない状況である。輸入者に、輸出前に残留農薬基準値を確認し、基準値以下であればインドネシアでの輸入が可能であるのかどうか確認を取ることも輸出を進めるための一つの方法といえる。」などを回答した。

【相談者の対応状況】

インドネシア向けについて、イチゴ生果実は「食品安全確保措置」（インドネシア農業大臣令）では対象となっておらず、我が国から輸出ができないこととなっているが、事前に残留分析を実施して、インドネシアの基準を超えていなければ輸出ができるのかどうか、現地の輸入者に確認を取っている。現地からの引き合いもあることから、輸出することを模索していく。

【評価・所感】

インドネシア向けのイチゴ生果実については、植物検疫上の特別な検疫条件はなく、一般的な病虫害管理で問題がないと考えられるものの、残留農薬に関する要件では、「食品安全確保措置」で定められている17品目に該当していないことから輸出が難しい状況となっている。相談者には民間レベルで確認を取るよう説明をしているが、難しい状況にある。

インドネシア農業大臣令は2016年に発出されているが、貿易統計や植物検疫統計においては、2020年（貿易統計）並びに2017年～2020年及び2022年（検疫統計）に輸出実績がある。これらが無事インドネシアに輸入されたかどうかの確認は取れない。

今回相談者から相談を受けたイチゴ生果実については、インドネシアから引き合いがあるにもかかわらず、輸出ができない状態にあることから、①我が国政府による「食品安全確保措置」の改正の依頼、②インドネシアの関係者によるインドネシア関係機関への働きかけ、③インドネシアの関係者及び我が国政府機関からのインドネシア関係機関への働きかけ、などにより、輸出可能となることを望むものである。

事例 6

ベトナム向けにギンナンの輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

イチヨウ及びショウガを栽培し、ギンナン及びはじかみショウガとして国内向けに販売している。2020年には新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これまでの農業から進化するべくオンラインショップをオープンさせるなど新たな挑戦を重ねている。

【事業の推進に当たって生産者が抱える課題等】

相談者のホームページを見た商社からベトナム向けギンナンの輸出の引き合いがあり、その際、輸出に必要な書類を取得するよう依頼された。

過去には台湾及び香港向けに商社経由で凍結したギンナンを輸出してことはあるが、乾燥ギンナンの輸出は初めてであり、商社から取得依頼のあった植物検疫証明書と思われる書類をどのようにして取得できるのか不明である。

【支援等の内容】

相談者に対する説明は、農政局の担当者も同席して行った。

支援事業の専門家からは、植物検疫の概要及びベトナムのギンナンに係る検疫要求並びに農薬残留に関する規制等について説明した。

概要は以下のとおり。

- (1) 我が国の植物検疫は、輸入される植物に付着してくる病害虫の侵入を防ぐ目的の輸入検疫、国内にすでに発生している特殊病害虫等のまん延防止や防除等をするための国内検疫、輸出する植物についての輸出先国の検疫要求に基づく輸出検疫がある。
- (2) 輸出植物検疫要求は、おおむね以下の8つに区分され、②～⑦については、植物防疫所又は登録検査機関に検査申請して受検する必要がある。
 - ① 輸出先国が輸入を認めないもの（輸出ができない）
 - ② 二国間の協議による検疫を実施する必要があるもの
 - ③ 輸出先国の輸入許可制度に基づき輸入が認められるもの



（相談者に対し説明をする専門家）

- ④ 輸出国政府の発行する植物検疫証明書を添付しなければならないもの
- ⑤ 輸出国で栽培地検査が必要なもの
- ⑥ 輸出時に線虫検査など特別な検査を必要とするもの
- ⑦ 輸出前に消毒を必要とするもの
- ⑧ 輸出検査を必要としないもの

13 **6. ぎんなんの主な検疫条件**

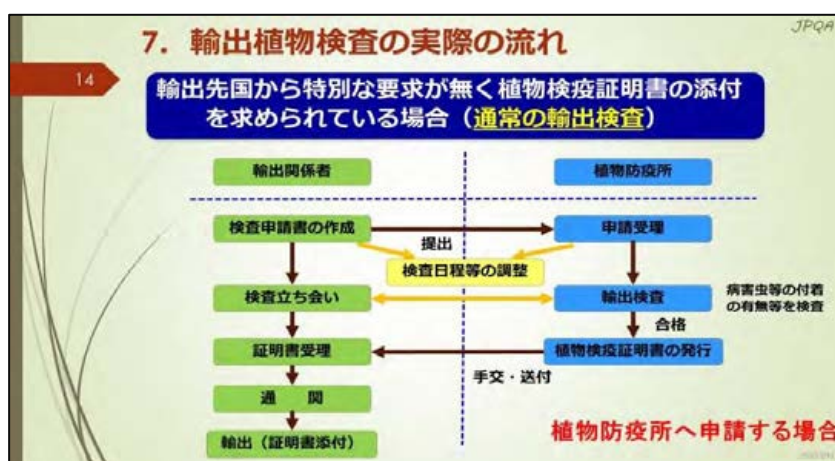
輸 出 先 国	検 疫 条 件
ベ ト ナ ム	× ベトナムが検疫条件を設定していないため輸出できません。 (輸入者を通じてベトナム検疫当局への確認をお勧めします。)
ア メ リ カ	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
台 湾	Q 日本での輸出検査が必要です。

他に希望される国があれば、ご照会ください。

(提供した資料：検疫条件)

- (3) 相談があったギンナンの輸出検疫条件について確認し、希望されているベトナムを含めた一覧表を提示し、輸出先国により検疫条件が異なる（輸出できない、輸出検査が必要、輸出検査が不要）ことを説明した。
- (4) 今回、商談の寄せられた商社から依頼のあった書類の見本は、中国からベトナムに宛てた植物検疫証明書であったが、ベトナム向けのギンナンについては、ベトナム検疫当局が日本から輸入する際の検疫条件を明らかにしていない（ベトナムにおいて PRA が実施されることとされている）ため、現段階では輸出が難しい。輸出を予定するのであれば、商談のあった商社を経由し輸入者を通じてベトナム検疫当局に対し日本産ギンナンの輸入に係る検疫条件等を確認してもらう必要があることを説明した。

- (5) 植物検疫証明書を取得する場合は、植物防疫



(提供した資料：輸出検査の手順)

所へ検査申請書を提出して、検査希望日や検査場所を事前に調整する必要があること、輸出検査には立会が必要なこと、提供した資料は植物防疫所で検査を受ける場合であるが、2023 年 4 月から登録検査機関（農林水産省に登録

された大学や民間機関）での受検も可能となっていること、必要があれば再度照会いただきたい旨を説明した。

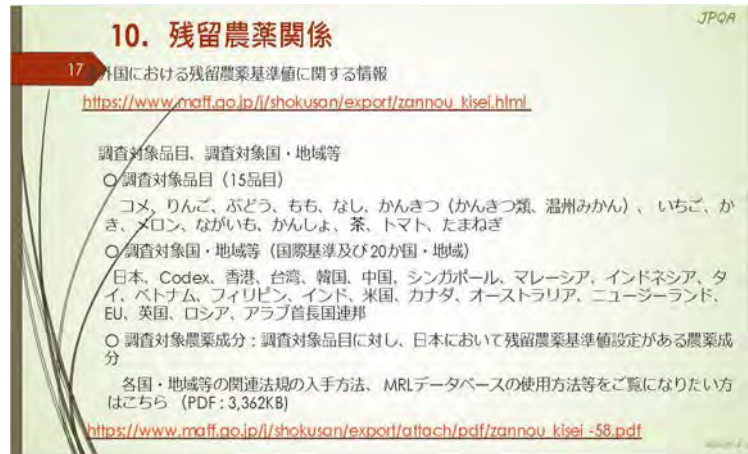
- (6) 植物検疫以外の課題として、青果物では①残留農薬規制、②福島原子力発電所事故に伴う規制、③食品安全や表示に係る規制があるが、特に残留農薬について注意が必要である。

残留農薬基準値については、農林水産省のHPに「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」として一覧表が公表されていることを伝え、その概要について以下のとおり説明した。

- ① 一覧表では、15 の品目について、我が国で農薬登録・適用登録され、

残留基準値が定められている農薬成分に対し、20 の国、地域の残留基準値が掲げられている。

- ② 今回照会のあったギンナンについては、一覧表に掲載されていないので、輸出先国が決まれば当方まで照会いただきたい。
- ③ 残留農薬の基準は国によって異なるので、輸出先国の基準に適合していることが必要。ドリフトにも気を付ける。できれば事前に残留農薬分析をするのが望ましい。



(提供した資料：残留農薬関係)

相談者からは、栽培しているギンナンについては、慣行防除ではなく、病害虫が発生したところだけ農薬を散布しているとの説明があった。

また、相談者から「残留農薬の検査について、検査費用や所要時間はどれほどかかるのか」との質問に対し、同席された農政局担当者から「検査項目により費用は異なる。検査期間は1～2週間程度。検査費用に関しては補助事業もある。」との説明が行われた。さらに、農政局から、ベトナムについては検疫条件が不明であるので、検疫条件が緩やかな他の国向けに輸出を考えてもよいのではないかと、必要があれば、ジェトロが行う商談会等の案内ができるので、活用を考えてみてはどうかと、そのアドバイスも行われた。

【相談者の対応状況】

引き合いがあった商社とは商談が進まなかった。

しかし、農政局が関連団体等から情報収集したところ、フランスでパリサンプルショッップが開催されることが判明し、相談者はこれに出品することとなっ

た。

【評価・所感】

相談者と対面で行った説明の後、タイ、香港向けギンナンの検疫条件等の確認依頼があり、メールにより回答し、さらに、フランス向けの検疫条件の確認があり、輸出検査が必要であること、輸入許可証の取得は必要としないこと、今回散布された農薬のEUにおける残留基準値などを説明した。

その後、フランス向けに輸出したい意向があり、輸出検査受検に当たり、輸出植物検査申請書の記入についてアドバイスを行うとともに、輸出植物検査にも同行し、支援を行った。その結果、無事に輸出検査を終了しフランスに向けて輸出された。



(フランス向けの輸出検査)

また、相談者はギンナン以外にもショウガの輸出を模索しており、要望があれば支援していくこととしている。

今回は、輸出が困難な国への相談であったが、相談者の輸出に対する思いが強く、サンプルではあるがフランスに輸出された。相談者は、輸出に積極的であり、自ら新たなギンナンを使用したメニューを考案中とのことである。

貿易統計及び植物検疫統計ではギンナンの輸出実績が把握できない状況で輸出量がどれだけあるか不明である。今回のフランスでの展示により輸出が拡大されることを期待したい。

事例 7

アジア向けにシイタケの輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

生産者は、2001 年に T 市で営農を開始した。ダイコン、長ネギ等を生産していたが、従業員の通年雇用を行うため、冬季生産物として 2008 年からシイタケ栽培を始めた。当初は、栽培が比較的容易である一般的な品種を生産していたが、差別化を図るため、現在は大型で肉厚品種に切り替えている。

現在、シイタケ栽培用のハウスを 6 棟所有し、一日当たり 450 Kg を生産している。

生シイタケを高付加価値商品としてパック包装し、スーパーや郵便局のふるさと小包などで販売し、売り上げの 6 割をシイタケが占めるようになってきている。また、乾燥シイタケチップスの開発も進めているところで、シイタケの更なる販路拡大を目指している。



(施設外観)



(ハウス内に並べられたシイタケ菌床)

【事業の推進に当たって生産者が抱える課題等】

2024 年 2 月からシイタケの生産量を一日 500Kg まで増産する予定としている。販路を国内だけではなく、海外にも展開し、売り上げの増加を目指すため、GFP 訪問診断を要請した。



(肉厚なシイタケ)

シイタケの輸出実績のある関係者からの情報によると、タイ、シンガポール、香港などが有望と聞いたので、これらの国を輸出先国の候補と考えている。市場調査を始めたばかりで、検疫条件やその他の注意点等について情報収集している。

【支援等の内容】

始めに相談者の案内でシイタケ栽培の現状等について現場で説明を受け、その後、事務所に戻り GFP 訪問診断が実施された。冒頭、農政局担当者がヒアリング等を行い、次いで専門家から輸出植物検疫の概要、輸出を希望する国の植物検疫条件や注意点などを説明した。

(1) 輸出植物検疫関係の説明

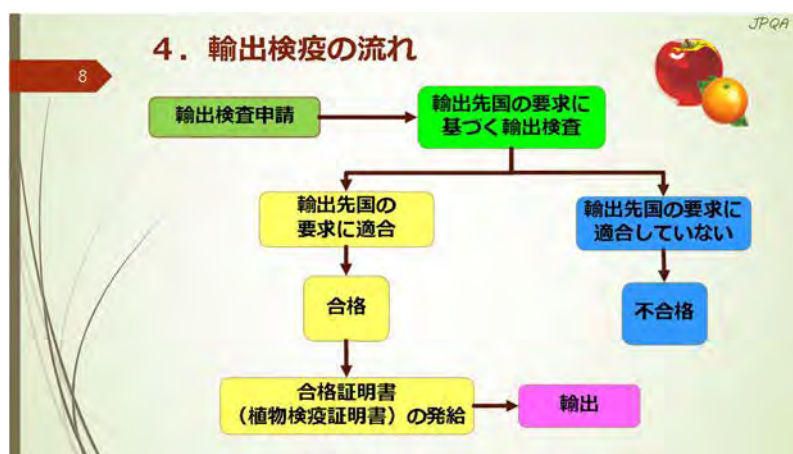
① 植物の輸出に当たっては、輸出先国への病虫害の侵入を防ぐため輸出検査が行われており、輸出先国の要求に基づいた検査を受ける必要がある。輸出先国が輸出検査などを要求していなければ日本での検査は不要である。

② 輸出検査は、植物防疫所又は登録検査機関に検査申請を行い、検査日時や場所を事前に打ち合わせて実施される。

検査場所は、植物防疫所又は倉庫や集荷地などで行われる。倉庫や集荷地で行う場合は安全

性と検査に必要な十分な明るさを確保できる場所でなければならない。

③ 輸出検査に合格（輸出先国要求に適合）すると、植物防疫所より植物検



(説明資料：輸出検疫の流れ)

6. シイタケの検疫条件

仕向国	検疫条件
シンガポール	消費用キノコは輸出検査不要
香港	消費用キノコは輸出検査不要
タイ	日本での検査が必要（植物検疫証明書の添付が必要）

(提供資料：シイタケの検疫条件)

疫証明書が発給される。

- ④ タイ向けシイタケの輸出検疫条件は、植物検疫証明書の添付が求められているので、輸出前に日本で検査を受ける必要がある。
- ④ シンガポール及び香港向けシイタケについては、植物検疫証明書の添付が求められていないことから、日本で検査を受けずにそのまま輸出できる。

(2) 残留農薬関係の説明

- ① 残留農薬基準値は国や地域、品目によって異なる。シイタケの残留農薬基準値について必要であれば調べて回答する。
- ② タイ向け青果物の輸出に当たっては、食品衛生の観点から一部の青果物について、当該選果・こん包施設がタイ政府の求める基準に適合している証明書を取得する必要がある。



(選果こん包場所)

(3) 参考情報の提供

- ① シイタケの輸出実績（貿易統計及び植物検疫統計）については、提供資料のとおりである。

(参考)
しいたけの輸出実績(貿易統計)

18

シイタケの輸出貿易統計
(財務省の貿易統計から、品目コード2021年までは071229100、2022年は071234000を抽出)

仕向国	数量(kg)					金額(千円) (FOB価格)				
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
シンガポール	667	1,070	2,294	521	701	5,280	8,473	22,905	4,042	5,929
マレーシア	75	110	250	39	165	272	453	789	373	954
アメリカ	2,830	9,845	13,762	17,959	18,849	11,562	23,729	83,223	100,495	64,641
オーストラリア	325	360	590	433	310	2,330	2,535	4,089	3,055	2,194
合 計	3,897	11,385	16,896	18,952	20,025	19,444	35,190	111,006	107,965	73,718

財務省貿易統計からデータをダウンロードして整理しています。
貿易統計は、税関に提出された輸出入申告書等を基に作成されています。ただし、少額輸出(20万円以下の貨物)や供出通関扱いとする貨物等は計上されていません。

(提供資料：しいたけの輸出実績)

【相談者の対応状況】

相談者は、2023年6月に地域で開催された農産物輸出に係る商談会に参加し、輸出事業者とマッチングし、良い感触を得られた。現在、当該輸出事業者からのオファーを待っている状況である。2024年2月からはシイタケの出荷量を日産500Kgに増産する予定で、輸出のオファーにいつでも対応できる体制を整備

し、販路拡大を図ることとしている。

一方、乾燥シイタケチップについては、2024年3月に開発が完了する予定で、今後、国内での売れ行き状況を見ながら海外へも展開することとしている。

【評価・所感】

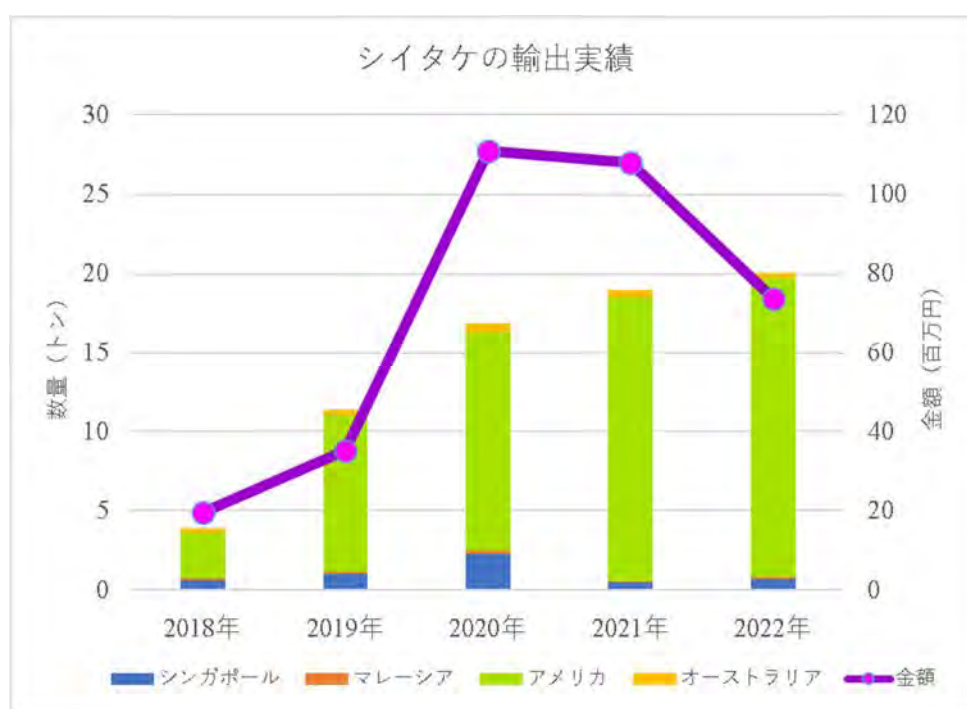
相談者がシイタケの輸出を希望しているタイ、シンガポール、香港の植物検疫条件や輸出検査の手続き等を説明し、十分に理解を得られたものと考えている。また、残留農薬に係る規制等の対策については、防虫対策をしたハウス内で農薬を使用しない栽培を実施しているとのことから対策の必要性は小さいものと思われる。



(シイタケハウス内の菌床製造)

今後、相談者のシイタケの生産量が増加し、輸出を進めていくことに期待をしたい。

支援事業としては、問い合わせや相談等の要請があれば対応していきたいと考えている。



(出所：財務省貿易統計)